

武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例（平成3年3月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌年の<u>4月1日</u>から1年間は対象者としな</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌年の<u>規則</u>で定める日から1年間は対象者としな</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(受給資格の認定)</p> <p>第5条 助成を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。</p>	<p>(受給資格の認定)</p> <p>第5条 助成を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格及び助成金の額の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。</p>	<p>字句の追加</p>
<p>(申請の手続)</p> <p>第8条 <u>第5条の規定により、認定を受けた者が助成金の支給を受けようとするときは、助成申請書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第8条 <u>削除</u></p>	<p>条の改正</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

現況の届出方法の見直しに伴い、所得の制限に係る対象期間の開始の日を改めるほか、所要の改正をするものである。